

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年1月15日～平成33年1月14日までの3年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付など制度の周知や情報提供を行う

<対策>

- 平成30年1月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成30年2月～ 制度に関する規定・案内を作成し社内掲示、社員に配布

目標2：平成31年2月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間762時間未満とする

<対策>

- 平成30年1月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 平成30年2月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年1回実施
- 平成30年3月～ 安全衛生委員会等による社員への周知
- 平成30年3月～ 各部署における問題点の検討実施

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする

<対策>

- 平成30年1月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成30年3月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に年2回行う
- 平成30年3月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する